

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	林業種苗法	根拠条項	資料番号	9	担当課	森林整備課
			15-1	不利益処分の種類	林業用苗木生産事業者登録の取消し	
<p>林業種苗法(昭和45年5月22日 法律第89号)</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第15条 都道府県知事は、生産事業者が次の各号の1に該当するときは、その者に係る登録を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。二 不正な手段による登録を受けたとき。三 第10条第3項第1号又は第3号に該当することとなったとき。 <p>2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証を都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>(生産事業者の登録)</p> <p>第10条 生産事業を行おうとする者は、その住所地(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)二 生産事業の内容三 事業所の名称及び所在地四 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所五 生産事業の開始年月日六 生産事業に従事する者で次項第3号イの講習会の課程を修了したものの氏名及び住所七 その他農林水産省令で定める事項 <p>3 都道府県知事は、前項の申請書を提出した者が次の各号の1に該当する者である場合を除き、政令で定めるところにより、遅滞なく、その登録をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者二 第15条第一項の規定により登録の取消を受けた日から2年を経過しない者三 次に掲げる者以外の者<ul style="list-style-type: none">イ 都道府県知事が種苗の生産、流通等に関し必要な知識を習得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者ロ イに掲げる者以外の者であって、その生産事業に従事する使用人その他の従業者としてイの講習会の課程を修了した者を置くもの(その置かれる当該講習会の課程を修了した者のすべてが前2号のいずれかに該当するものを除く。)						